

ミネルワ居宅介護支援事業所運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人ミネルワ会が開設するミネルワ居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が実施する居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業所の目的)

第2条 事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある者に対し、介護保険法令の趣旨に従つて適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所の介護支援専門員は、要介護者が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等をすることができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 事業所の名称、所在地等は次のとおりとする。

- (1) 名称 ミネルワ居宅介護支援事業所
- (2) 開設年月日 平成11年11月5日
- (3) 所在地 愛媛県松山市高岡町301番地1
- (4) 電話番号 089-972-3040 FAX番号089-972-3072
- (5) 管理者名 門田 博幸
- (6) 介護保険事業所番号 (3870101882)

(職員の職種、員数)

第5条 事業所職員の職種、員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者(主任介護支援専門員兼務) 1名以上
- (2) 介護支援専門員 3名以上

(職員の職務内容)

第6条 前条に定める事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日…月曜日から土曜日までとする。ただし、8月15日（盆休）、10月7日（地方祭）、日曜日、並びに12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間…月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後5時30分までとする。
土曜日は午前8時30分から12時30分までの半日とする。祝日は午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所…利用者宅及び事業所内その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 課題分析については、「全社協在宅版ケアプラン作成方法検討委員会作成」を使用する。

2 サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。また、居宅サービス計画の作成にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが能够すること等につき説明を行い、理解を得るものとする。加えて、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6ヶ月間に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という）の各サービスの利用割合及び前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等のサービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合につき説明を行い、理解を得るように努めるものとする。

(2) サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

(3) 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(4) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

(5) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

3 サービスの利用料は、次のとおりとする。

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、松山市の区域（旧北条市・諸島部除く）とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情に対する対応方法)

第11条 事業者は、提供したサービス又は介護サービス計画に位置付けた指定介護サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を設置し、必要な措置を講ずる。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

(虐待の防止のための措置)

第12条 事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講ずる。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業者は、従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する。

2 介護支援専門員、その他の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、介護支援専門員、その他の職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用の契約の内容とする。

4 事業所は、他事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、予め文書により利用者の同意を得るものとする。但し、提供に当たっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払い記録する。

5 事業所は、利用者の状況を記録した書類や支援経過等の記録については、完結した日から5年間適正に保存する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人ミネルワ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成11年10月1日より施行する。
この運営規程は、平成12年7月1日より施行する。
この運営規程は、平成13年6月20日より施行する。
この運営規程は、平成14年4月1日より施行する。
この運営規程は、平成15年4月1日より施行する。
この運営規程は、平成16年4月1日より施行する。
この運営規程は、平成17年4月22日より施行する。
この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。
この運営規程は、平成18年4月12日より施行する。
この運営規程は、平成18年6月1日より施行する。
この運営規程は、平成18年7月1日より施行する。
この運営規程は、平成20年4月1日より施行する。
この運営規程は、平成20年8月1日より施行する。
この運営規程は、平成20年9月16日より施行する。
この運営規程は、平成20年12月17日より施行する。
この運営規程は、平成21年4月1日より施行する。
この運営規程は、平成22年4月1日より施行する。
この運営規程は、平成22年5月21日より施行する。
この運営規程は、平成23年7月1日より施行する。
この運営規程は、平成23年8月1日より施行する。
この運営規程は、平成24年4月1日より施行する。
この運営規程は、平成25年4月1日より施行する。
この運営規程は、平成25年11月1日より施行する。
この運営規程は、平成26年4月1日より施行する。
この運営規程は、平成27年4月1日より施行する。
この運営規程は、平成29年5月1日より施行する。
この運営規定は、平成29年6月1日より施行する。
この運営規定は、令和2年8月1日より施行する。
この運営規定は、令和2年11月1日より施行する。
この運営規定は、令和3年2月11日より施行する。
この運営規定は、令和6年4月1日より施行する。
この運営規定は、令和6年8月1日より施行する。